

令和 2年 7月 10日

出張報告書

会派：

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 2年 7月 10日 ~ 令和 2年 7月 11日
出張先	東京都港区西新橋1丁目2番9号 日比谷セントラルビル 株式会社千代田組 本社
出張内容	超高密度気象観測・情報提供サービス POTIKA について
対応者	・株式会社千代田組第四営業本部ソリューション営業統括部部長 横田誠ほか ・明星電気株式会社気象防災事業部シニアマネージャー 植野広和ほか
概 要 所 感	別紙添付

POTEKA調査研究に関する報告

日時：令和2年7月10日 13:00～

場所：東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル19階

株式会社千代田組 本社

対応者：明星電気株式会社気象防災事業部 営業部シニアマネージャー
植野 広和
明星電気株式会社気象防災事業部 営業部主任 岡田 崇志
明星電気株式会社気象防災事業部 営業部 悴田 朋美
株式会社千代田組第四営業本部ソリューション営業統括部部長
横田 誠
株式会社千代田組第四営業本部ソリューション営業統括部第三課課長
角野 慎一
株式会社千代田組第四営業本部ソリューション営業統括部
松浦 明正

【調査研究内容】

・超高密度気象観測・情報提供サービス「POTEKA」について

令和2年7月10日、幕張メッセで開催された地域創生EXIPO会場において、明星電気株式会社のブースを訪問。そこで超高密度気象観測・情報サービスPOTEKA（以後POTEKA）の紹介を受ける。簡単な説明ながらピンポイントで気象情報が得られる機器として性能と情報サービスの細やかさに関心を持ちパンフレットを持ち帰り、内容を読み、後日詳しい説明が欲しいと担当者とメールでのやり取りをし、実際に会い説明を受けたいと考えるも、新型コロナウイルス感染症拡大にともない全国非常事態宣言の発令を受け、移動自粛となり断念。5月25日の非常事態宣言解除を受け、明星電気担当者とコンタクト、調整し当日を迎えることとなった。

当日は明星電気株式会社、株式会社千代田組より上記のメンバーの対応を受けた。おもに機器の説明は明星電気の岡田主任から、設置運用に関しては千代田組の角野課長より受ける。



明星電気はアメダスを開発した会社で、さらに細かな気象情報計測のための機器POTEKAを開発。POTEKAでは、気温、湿度、気圧、風、日射、感雨、雨量、降水強度、連続雨量、暑さ指数、天気をリアルタイムで計測し、POTEKAネットにより、パソコン、スマートフォンに配信される。

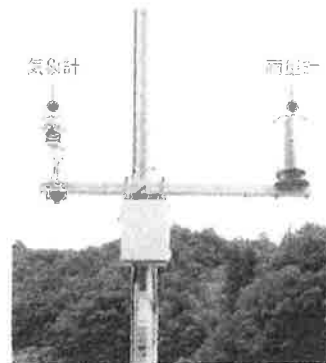
千代田組はPOTEKAの設置、メンテナンスを行っている。

利用者は設置場所を指定するだけで、設置、データ提供、保守は明星電気と千代田組が行う。「POTEKA情報利用許諾権」の契約だけで必要な管理は全て行ってくれる。2時間程度で設置でき、当日からデータの閲覧が可能となる。



屋上設置例

●サイズ：幅1m×奥行1m×高さ1.5m
●重量：約130kg



電柱設置例

●サイズ：幅0.5m×高さ1.5m
●重量：約20kg
※工事費別途

POTEKAで得られる気象防災情報は、POTEKA独自の気象情報、全国1300か所の気象庁アメダスの観測データ、河川情報気センターの水位、気象庁雨雲レーダー、気象庁危険度分布、気象庁数値予測データを1画面で同時閲覧可能となり、迅速な情報収集が可能。気象アラート速報サービスでは、「熱中症」「降水強度」「大雨」「強風」「気象急変」「連続雨量」の気象アラートの提供がある。また、気象予測サービスでは、10分単位で1時間後までの降水予報、気象庁提供の予測情報、注意報、雨雲レーダー等の情報提供もある。

気象情報はデータベース化され、WEB上でグラフや表などの様々な形式でダウンロードできる。

現在約70自治体で900台が設置されている。契約後の解約はなく運用されている。近隣では島根県、広島県、兵庫県の自治体で利用されている。

本市においては平成30年7月豪雨により、市内各地で大きな被害があったことは記憶に新しい。当時、避難指示が出たにもかかわらず、自宅に住民がいたことも確認されている。雨の強さはわかっているにもかかわらず、今まで避難したことなどな

かったという経験値によるところが大きなものと考えられるが、かつて経験したことがない豪雨が各地で起こっていることから、身近な情報がリアルタイムで通知されることが必要と思われる。

POTEKAでは自治体担当部署だけではなく、スマートフォンでのリアルタイムの気象情報が数値と色分けなど、視覚確認ができることから市民それぞれ、危険性が感じられるものと思われる。

本市は南北に長く、場所によっての降雨状況が大きく違うことから学校、公共施設等の屋上にPOTEKAを設置することにより、視覚確認の出来ない場所の気象情報が得られる。このことにより、担当部署の避難判断、市民への情報伝達が正確に行われることと考えられる。利用料金のランニングコストはかかるが、災害への迅速な対応ができることを考えれば導入することの価値は大きなものがあると思われる。

(参考様式2)

2年 10月 24日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 2年 10月 22日 ~ 令和 2年 10月 24日
出張先	東京都豊島区東池袋1-6-4 アットビジネスセンター池袋駅前別館4F
出張内容	(株) 地方議会総合研究所 「議員の権限はどこまであるの?」「議会の権限はどこまであるの?」セミナー参加
応対者	(株) 地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦
概要 所感	別紙

議員の権限はどこまであるの？

令和2年10月23日 10:00~13:00

東京都豊島区東池袋 1-6-4

アットビジネスセンター池袋駅前別館 4F

(株) 地方議会総合研究所

代表取締役 廣瀬 和彦

☆議員の役割

- ①公務への出席のみならず、執行機関が把握することの難しい、多種・多様な市民の意見、要望を把握。
- ②特定の支持者、利益団体等の個別・具体的利益の反映ではなく、自治体全体の優先順位の高い意見・要望の反映。
- ③中立・公平の立場で、議員同士の十分な討議を通じ、少数意見尊重し表決。
- ④政治倫理・社会倫理にのっとりた住民の範たる行動。

☆議員の職責

①住民代表の観点から

- ・ 議員の発言は市民の意見・声。質問・質疑・討論は市民の意見・疑問。
- ・ 表決の1票は、住民の立場に立つ1票

奉仕者の観点から

- ・ 議員は市民全体の代表者、奉仕者。
- ・ 判断は「一般的意思」「地域的意思」を調整・統合の必要性。

②議員は単に住民の意思・要望の代弁者に手指してはならない

- ・ メッセンジャーボーイでは職責不足



- ・ 住民との対話、討議を重ね、調査研究を進める。
- ・ 市民全体の福祉向上、地域社会の発展のため、市民に訴え、指導し実現のため積極的に努力が必要。

- ◎ 議会において議員と行政は対立する場ではない
議会基本条例に則った活動が出来ているかどうか
議員間討議が出来ているか

☆議員が有する権限

(1) 議案提出権

- * 団体意思決定議案 → 地方自治法第112条1項

発議者含め議員定数1/2分の1の賛成

条例（予算は地方自治法112条1項で除外）

- ・ 契約・損害賠償等相手方のあるものは議員の提案権なし
- ・ 予算の提案権なし（特別会計設置条例、基金設置条例は認められない）
- ・ 機構についての提案・執行権なし→執行機関の決定
- ・ 理念条例の提案権あり

(2)修正権

- * 団体意思決定議案の修正 → 地方自治法第115条の3
議員定数の1/2分の1以上の者の発議
条例・予算

- ・ 長の予算提出期限を犯すことはできない（地方自治法97条2項）
- ・ 部・課の執行に対する提案権はないが修正権あり
- ・ 委員会で修正案否決後本会議提出できる（一事不再議にはならない）
- ・ 委員会と本会議での賛否変更可→理論上はよいが、倫理上問題あり

(3)発言権

- * 質問 → 一般行政に対し疑義と意見
- ・ 質疑 → 議案に対する疑義のみ（意見はダメ）
- ・ 討論 → 賛否の理由のみ
- ・ 議員の発言に対する法的責任
 - ① 正当な職務による発言に対する責任 → 損害賠償請求に当たらない
 - ② 違法な職務行為による発言による責任 → 名誉棄損発言に対する国家賠償法1条1項により、地方自治体が責任を負う

(4)動議提出権

- * 議員の口頭による会議の進行に関する提案（休憩、会期延長、懲罰、修正動議など）

(5)要求権・請求権

- * 要求権
 - ・ 資格決定の要求（地方自治法127条） — 兼業禁止または被選挙権違反は議員一人で要求可能
 - ・ 処分要求 — 議員一人の要求で可
- * 請求権
 - ・ 臨時会招集請求（地方自治法101条3項） — 議員定数4分の1以上

(首長と対立状況下での場合が多い)

- ・開議請求権（地方自治法114条1項） — 議員定数2分の1以上
- ・委員会招集請求（市議会委員会条例15条2項） — 委員会定数2分の1以上

(6)異議権・申出権

異議権

- * 法的効果 …… 一定の要件を満たし議長に行うと法的効果あり
 - 投票の効力に対する異議（地方自治法118条1項）
 - 指名推薦に対する異議（地方自治法118条2項）
 - 閉会異議・中止宣告に対する異議（地方自治法114条2項）

- 申出権 …… 議長又は議会の許可で法的効果あり
 - 発言の取り消し・訂正・議案等の撤回の、辞職願等

(7)審査申立権・出訴権

- ・議員の資格有無に対する異議の申し立て権
 - 根拠条文 — 地方自治法127条
 - 申立期間 — 決定日から21日以内
 - 出訴期間 — 裁決日から21日以内

(8)表決権

- ・種類 — 起立表決・電子表決（原則）
簡易表決、記名表決、無記名表決

(9)選挙権

- ・議会内部に関するもの — 議長・副議長選挙等
- ・議会外部に関するもの — 選挙管理委員選挙等

(10)請願紹介権

- ・請願者の依頼により議会に紹介する権限（地方自治法124条）
- ・請願 — 請願紹介議員か市議会会議則139条で満たされた要件のどちらか必要

(11)議員報酬等請求権

- ・議員報酬・費用弁償 — 地方自治法203条1項・2項→支給義務あり
- ・期末手当 — 地方自治法203条2項3項→支給は任意

(12)議員の調査権

- ・法律上存在しない → 自治体の執行機関・第三者が調査に協力する法的義務なし

↓

任意でどこまで協力するかにゆだねられる

(13)議員の資料要求権

- ・理論上 — 行政機関に資料を要求する法的根拠なし

↓

行政機関が資料要求に応じるかどうかは任意、懲罰規定なし

- ・実務上 — 資料要求に応じない場合議案審議で議案審理に影響のおそれから応じざるを得ない

(14)政治倫理

- ・議会基本条例に準ずる

(まとめ)

以上が議員に与えられた権限であるが、一年半以上がたった現在でも知らなかったことが多く、再度見直し、議会基本条例を読み込み記憶することが必要と考える。

これらのことをもとに、議員活動を行うことと肝に銘じ、はみ出さないことに気を付ける必要を強く感じた。

議会の権限はどこまであるの

(株) 地方議会総合研究所

代表取締役 廣瀬 和彦

令和2年10月22日 東京都豊島区東池袋1-3-5

アットビジネスセンター3階

1. 議会のあるべき姿～議会の本質と役割

・ 議会は議員が把握した住民の意見・要望を表出し、十分な討議により課題・論点を明確にし、意見集約する場。

・ 議員は少数意見を尊重、可能な限り全会一致を目指し、難しい時は多数決で決定。

・ 個別利益、特定地域利益実現を目的とせず、全体の利益を見据え、中立公平な議論を行う。

・ 真偽において、透明性を明らかにし、市民との意見交換、積極的な参加を求める

・ 執行行政監視、政策提言、政策立案を積極的に行う。

(1) 議決権

地方公共団体の意思、機関としての議会の意思決定するため、議会に付与された権限。



憲法 93 条 1 項で、地方公共団体の「議事機関」として設けられたもので、議決権は議会の本来的・中心的権限

地方自治法 96 条 1 項により①条例制定・改廃から⑮法律・政令に基づく議会の権限にも続く事項まで与えられている。

① 条例の制定改廃

・ 条例

法 96 条—普通地方公共団体の議会は条例の制定改廃について議決しなければならない

法 14 条—法令に違反しない限り、第 2 条 2 項の事務に関し、条例を制定することができる

法 2 条—地域における事務で法律・政令により処理する

地方公共団体の事務であっても長その他の執行機関の専属的権限事項は条例で規定することはできない

・ 規則

法 15 条—長は法令に違反しない限り権限に属する事務の規則を制定することができる

・ 条例制定権根拠 — 【憲法 94 条】 自治体はその財産を管理、事務処理・行政執行権能を有し法律の範囲内で条例を制定することができる

・ 条例の法的限界

- ① 当該事項において、国の法令が存在せず、国法上空白状態になっている事項は条例制定できる
- ② 内容が法令の明文規定に明らかに抵触している条例は制定できない
- ③ 法令が規律している事項と同一事項について当該法令と異なった目的で起立する条例は制定できる（軽犯罪法と迷惑防止条例）
- ④ 法令が一定の範囲・対象に一定の規制を行なっている場合、条例により規制が行われていない範囲・対象に必要な規制を行う（横出し条例）
- ⑤ 法令が一定の規制を行なっている場合、条例により、より厳しい規制を行う場合
- ⑥ 法令の授權の限界を超える条例制定できない

② 予算議決権

・ 地方自治法 211 条

- ① 地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に議会の議決を経なければならない
- ② 地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは説明書をあわせて提出しなければならない

* 予算に対する修正

【地方自治法 97 条】

議会は予算について、増額して議決することを妨げない。しかし、長の予算提出権限を侵すことはできない

【地方自治法 115 条の 3】

議会が議案の修正動議を議題にするには議員定数の 12 分の 1 以上のものの発議必要

* 予算増額収支の範囲

当該予算の趣旨を損なう増額修正は、**長の発案権の侵害**になる

③ 決算認定権

【地方自治法 96 条 1 項】

議会は次に掲げる事件を議決しなければならない — 決算を認定すること

* 決算が認定されなかった時の措置

(2) 選挙権

議員の集合的な意思により、特定の地位にある者を選び決定する権限



- ① 議会内部組織に関するもの。議長・副議長の選挙（法 103①）、仮議長の選挙（法

106②)

- ② 執行機関の構成員に関するもの。選挙管理委員・補充員の選挙（法 182①②）選挙管理委員の臨時補充員の補欠選挙（自治令 135②・136②）

選挙における手続き

【地方自 118 条】

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条 1 項及び第 4 項（短期無記名）、第 47 条（点字投票）、第 48 条、第 68 条 1 項（議長の定める所定の投票用紙）並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定（有効投票数）を準用する。

(3) 監査・請求権

事務検査権（地方自治法 98 条 1 項）

普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通公共団体の長等の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を管理することができる権限（議会としての資料要求権）

平成 30 年中 13 市・14 件

監査請求権

監査委員に対し当該普通公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を求めることができる権限

平成 30 年中 4 市 4 件

* 議会・議員の資料要求権

	一般的な資料要求権	例外
国会	－ 国会法 104 条に規定	国政調査権
地方議会	－ 地方自治法上規定なし	地方自治法 98 条第 1 項・地方自治法 100 条
議員	－ 地方自治法上規定なし	地方自治法上規定なし

@100 上調査を行う理由

- ① 参考人を承知し発言を求めたり、強制力を伴わない記録の提出を求めるだけでは調査時効の実態を把握することが困難であると考えること
- ③ 長と議会（議会内での会派）の対立の中で政争の一つの手段として用いられること
- ④ 住民の関心の高い事件であること
- ⑤ 地方公共団体における不祥事の再発防止のためその原因を探ること

(5) 意見書・決議提出権

【法第 99 条】（意見書の提出）

議会は、当該普通公共団体の公益に関することにつき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

当該団体固有の事務以外の事項について意見書の提出という方法によってその意思を表示する根拠を与えるため

* 決議

決議は議会の意思であり、法的効果を生じるもの、法的効果を生じないものの2種類ある。

法的効果を生じる決議例 — 長不信任決議（法 178）、地方議会解散決議（解散特例法）、特別委員会設置決議（法 110）

法的効果を生じない決議例 — 議員辞職勧告決議、議長不信任決議

@議長不信任決議 — 議長不信任決議案が可決された場合の取り扱い

法的には法 103 条 2 項の規定により、議長の任期は議員の任期によることから、辞任拒否が可能ではあるが、議会構成員の半数以上から信頼を失ったのであるから、辞任するのが政治道義

@ 附帯決議

附帯決議とは可決した案件についての議会の要望・意見等をいう

議会の意見であり、長を法的に拘束しないが、長は当該案件の執行にあたって議会の決議を無視できないので政治的效果あり

(6) 請願受理権

請願とは — 国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について、希望を述べること。憲法 16 条に根拠規定。法 124 条 125 条に規定

* 請願の受理 — 請願については、憲法 16 条に「何人も 平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇をうけない」と規定



請願は、その形式、手続きが整ってさえいれば、議長は必ずこれを受理しなければならない

* 採択結果の対応

理論上（会議規則 143 条） — ①採択すべきもの、②不採択すべきもの

実務上 — ①採択すべきもの、②不採択とすべきもの、③一部採択、④みなし採択、⑤趣旨採択、⑥議決不要

* 請願採択の基準

請願の採択とは請願そのものを議決するのではなく、請願に対する議会の意思を決定すること

請願採択に当たっての基準としては、一般的にその請願の願意が妥当であって実現可能性のあるもの

*採択後の取り扱い

【地方自治法 125 条】

普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが妥当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる

(7) 決定権

*議員の資格決定

①被選挙権を有しない場合（日本国民であるかどうか・年齢 25 歳以上のものであるかどうか・3 か月以上市町村の区域内に住所を有するかどうか）

②兼業禁止に該当する場合

出席議員の 3 分の 2 以上で決定

*選挙の投票の効力に関する決定

出席議員の過半数で決定

(8) 自立権

*議会の内部のことについて自主的に決定できる権限

具体的内容 — ①議会の組織・運営・議長・副議長等の選挙
②会議規則の制定等
③議員の懲罰
④議員の資格決定
⑤規律
⑥傍聴人に対する措置等

・懲罰

議会の秩序違反者に対する制裁を指す（法 134 条・135 条）

懲罰の権能は、会議体としての規律と品位を保つためのものである。

【地方自治法 134 条】

①普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる。

【地方自治法 135 条】

①懲罰は次の通りとする

一 公開の議場における戒告

三.一定期間の出席停止

四.除名

②懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない

③第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない

【法133条】

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることが出来る

(9) 自主解散権

自主解散権 — 住民から選挙された議員の身分を自らの議決で失わせること（解散特例法）

要件 — 議会の解散の請求に関する世論の動向

議決要件 — 議員数の4分の3以上が出席しその5分の4以上の者の同意が必要

(10) 出席要求権

	本会議（法121条）	委員会（委員会条例21条）
手続き	・議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた時には、議場に出席しなければならない	・説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない
出席の義務の是非	・出席要求があれば出席は義務。ただし正当な理由を議長に届け出れば欠席可能	・出席するかどうかは任意

* 議長選挙における執行機関の出席

議会に審議に必要なものではない → 法121条に基づく出席要求できないし出席する必要もない

* 出席理由

議会における構成を決める重要な選挙に出席せず、当選が決まった時に祝辞を述べないのは失礼ではないかとして出席

(11) 罷免権

* 選挙管理員に対する罷免 — 地方自治法184条の2（地方自治法182条1項で議会議決により選挙されるため）

* 罷免の要件 — ①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき

②選挙管理員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるとき

* 留意小事項 — 議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開くことが必要

*留意小事項 ー 議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開くことが必要

(12) 諮問に関する意見

*法定上の諮問 ー 長が法令上一定の事項を決定する場合、議会の意見を聴くことを義務づけられているもの

*具体例 ー 職員の賠償責任に関する異議申し立てがあった時の諮問（20日以内に意見提出）、公の施設を使用する権利に関する異議申し立て又は審査請求があった時の諮問（20日以内に意見書提出）

*法的拘束力 ー 長は議会の意見を参考にして最終的な意思決定をするので議会の意思に法的に拘束されない

長は意見案を付して議会に諮問することが出来ないのが原則

(13) 報告等受理権

議会が監視権を発揮できるようにするため執行機関に対し一定の報告、書類の提出を義務付けた権利

- ・主なもの ー 長の専決処分等の報告、監査委員の監査結果の報告等
- ・提出書類の主なもの ー 予算に関する説明書その他事務に関する説明書、決算認定に必要な主要施策の成果の説明

@専決処分

①議会が成立しないとき

②第百十三条但し書きの場合においてなお会議が開くことが出来ないとき

③長において議会の議決すべき事件について特に緊急をようするため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき

④議会において議決すべき事件を議決しないとき

*手続き

- ・専決処分後の手続き ー 次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない
- ・報告が否決された場合の手続き ー 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講じるとともに、その旨を議会に報告しなければならない

(まとめ)

議員として議会のもつ権限を熟知しこの権限外の行動は厳に慎むことを常に心掛けなければならないと考える。

(参考様式2)

2年 11月 10日

出張報告書

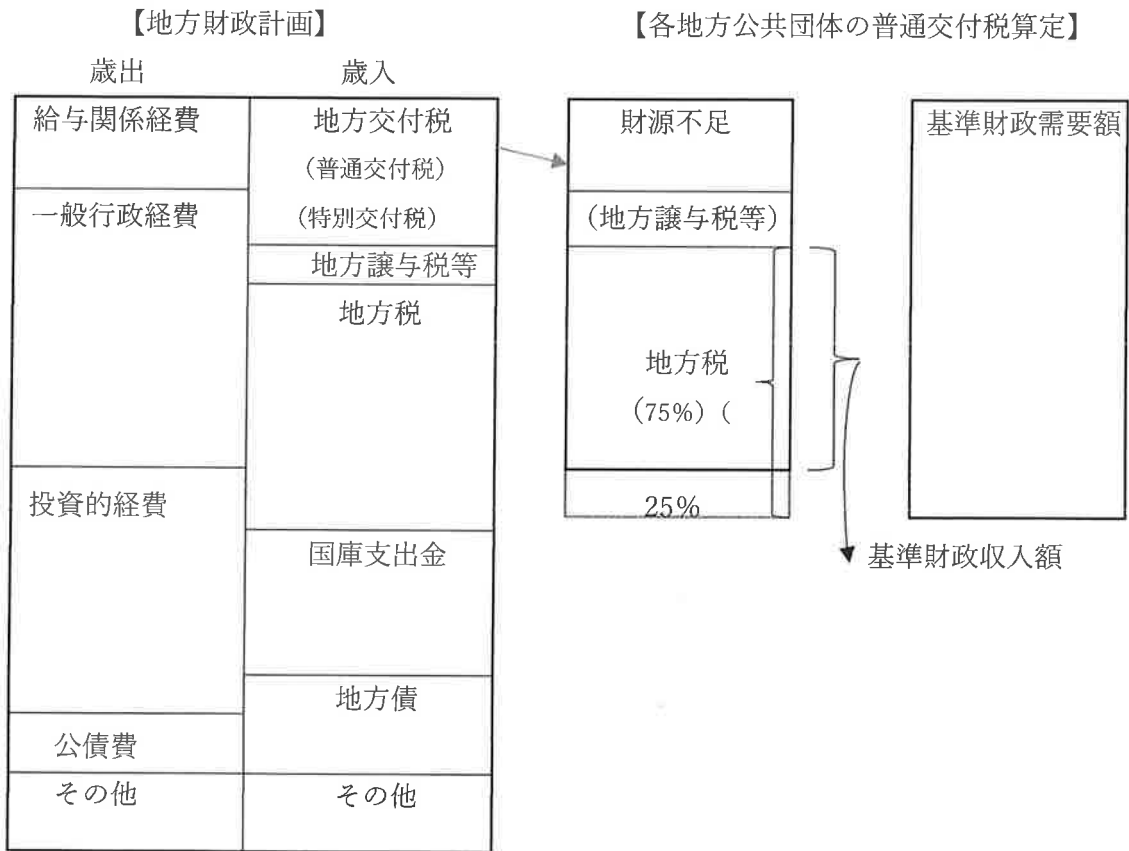
津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 2年 11月 9日 ~ 令和 2年 11月 10日
出張先	福岡県 福岡市博多区駅東 1-16-14 リファレンス駅東ビル 3F
出張内容	地方議員研究会セミナー 「コロナと持続可能財政」「コロナと教育問題」 セミナー参加
応対者	日本公共経営研究所・医療公衆衛生学代表 公衆衛生学博士 宮本 正一
概要 所感	別紙

地方議員研究会セミナー
 令和2年11月9日 14:00~16:30
 福岡市博多区博多駅東1-16-14
 リファレンス駅東ビル3F
 日本公共経営研究所・医療公衆衛生学代表
 公衆衛生学博士 宮本 正一

コロナと持続可能性財政

財政調整基金を使い切っても大丈夫？



$$\text{基準財政需要額} = [\text{各行政項目の基準財政需要額 (単位費用 } \times \text{ 測定単位)} \\ \times \text{ 補正係数 }] \text{ の合算額}$$

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$$

$$\text{財源不足額} = \text{基準財政需要} - \text{基準財政収入額}$$

$$\cdot \text{地方財政計画} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

地方自治体の収支見通しを全部吸い上げ交付税の大枠を決め、

国の予算として挙げる。

歳出総額は地方財源保障の担保

貯金によって違う自治体政策

- ・ 能動的行財政改革 — 自ら先を見越して前へ進む
 - ・ 受動的行財政改革 — 基金が少なくなったため行う
- 市民がついてこない — 悪くなる前に計画する必要性

* 交付金の仕組み

- ・ 財政需要額—財政収入額 (75%)
- ・ 臨財債 — 結局は借金。大きくしないほうが良い

財政の質問

- ・ 質問の範囲 — 財政全般
- 具体的には自治事務、法定受託事務を問わず、自治体で処理する全て
- ・ 質問効果 — 執行機関の所信をただす、事実関係を明らかにするだけではない
- 結果として、施策の変更・是正、新規施策の採用などの効果
- ・ 質問のタイミング — 決算委員会、3月議会

@決算委員会

- ・ 決算審査、執行済みとして軽視されがち
- ・ 市民に代わって行政評価・経済効果を測定
- ・ 一次的意義 — 予算効果・行政効果を客観的に評価
- ・ 二次的意義 — 会計処理に事前統制・事前監視
- ・ 三次的意義 — 住民に財政状態の理解と納得を得る

決算カード把握

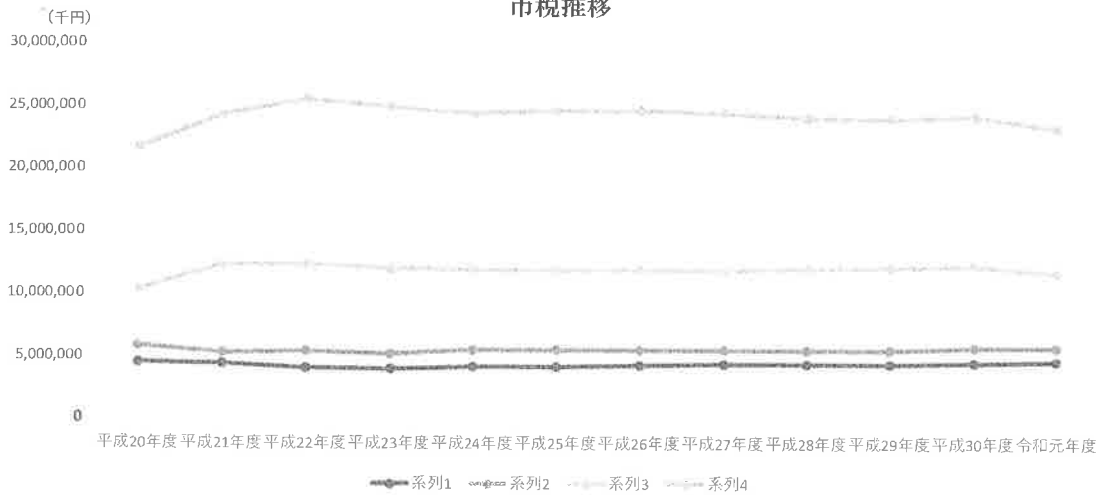
- ・ 実質単年度収支、財政調整基金、経常収支比率の10年分まとめ、評価

(独自まとめ参考資料)

(単位千円)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産 ・都市計画税	地方交付税
平成20年度	4,530,910	1,255,048	4,530,910	11,376,701
平成21年度	4,412,562	824,560	7,019,502	12,098,237
平成22年度	4,076,884	1,284,446	6,933,274	13,204,990
平成23年度	3,977,781	1,120,153	6,878,884	12,933,674
平成24年度	4,205,399	1,235,988	6,394,845	12,632,900
平成25年度	4,195,545	1,270,115	6,354,487	12,846,984
平成26年度	4,245,159	1,212,693	6,460,656	12,717,109
平成27年度	4,381,595	1,102,589	6,399,135	12,571,747
平成28年度	4,391,576	1,084,808	6,494,651	12,176,798
平成29年度	4,409,609	1,098,921	6,615,298	11,881,246
平成30年度	4,482,351	1,165,644	6,535,826	11,969,875
令和元年度	4,539,274	1,125,298	5,968,184	11,604,236

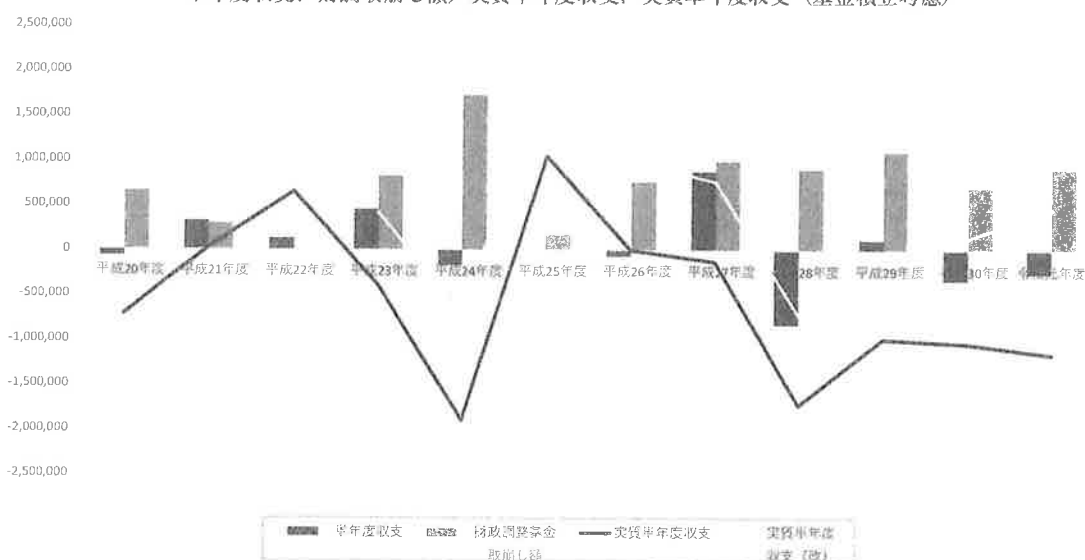
市税推移



(単位千円)

年 度	単年度収支	財政調整基金 積立金	地方債 繰上償還額	財政調整基金 取崩し額	実質単年度収支	基金積立 (歳計剰余金処分)	実質単年度 収支 (改)
平成20年度	-65,781	2,760	1,976	660,000	-721,045		
平成21年度	323,798	876	1250	300,000	25,924		
平成22年度	128,794	500,470	20,671	0	649,935	800,000	
平成23年度	446,646	511	135	830,000	-382,708	1,200,000	417,158
平成24年度	-164,583	475	397	1,729,082	-1,892,793	1,000,000	-693,190
平成25年度	18,207	1,209,380	0	170,000	1,057,587	1,000,000	2,057,587
平成26年度	-64,521	824,458	0	760,000	-63	900,000	999,937
平成27年度	871,392	1,662	0	1,000,000	-126,946	1,000,000	773,054
平成28年度	-829,524	3,366	0	900,000	-1,726,158	800,000	-726,158
平成29年度	112,010	2,619	0	1,100,000	-985,371	900,000	-185,371
平成30年度	-337,089	2,560	0	700,000	-1,034,529	700,000	134,529
令和元年度	-254,549	2,341	0	900,000	-1,152,208	500,000	452,208

単年度収支、財調取崩し額／実質単年度収支、実質単年度収支 (基金積立考慮)



〈まとめ〉

財政は自治体の要であり、得意不得意にかかわらず、議員として理解する必要がある。支出に目が行きがちだが、収入確保が重要であることを念頭に実質単年度収支の推移を見ていくことと、なぜ、財政調整基金の取り崩しに至ったか、その理由を議員としてわかっておくことが重要と感じた。今後も予算・決算書のみならず、決算カードを有効利用し、理解を深めていきたい。

地方議員研究会セミナー
令和2年11月10日 10:00~12:30
福岡市博多区博多駅東1-16-14
リファレンス駅東ビル3F
日本公共経営研究所・医療公衆衛生学代表
公衆衛生学博士 宮本 正一

コロナと教育問題

学校給食 = 週5日牛乳

栄養バランスではなく、学校給食法施行規則「パンまたは米飯（これに準ずる小麦粉食品、米加工品その他の食品含む）、ミルクおよびおかず」

@一番の被害者は子どもたち

行事の中で何が必要か？考える

- ・全ての行事が縮小、内容変更、中止

学校ごとに指針を決める（教育委員会指針）

ー市町村での感染者数・増加率・学校内での感染者など

（寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画）参考資料

#教育委員会に関する3つのポイント

- ・教育長
- ・総合教育会議 ー 全ての自治体設置
- ・大綱 ー 首長が策定

#文科省からの通知を確認

- ・情報が欲しいとき ー 1.ネット（ホームページ）検索
2.直接電話が一番（相手の部局、氏名書留）
- ・感染症対策に関する対応
- ・学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

@アフターコロナ時代の学校教育とは

- ・改めて学校教育とは

〈日本国憲法第26条2項〉

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〈普通教育とは〉

学校指導要領に基づく初等教育・中等教育

「学校教育基本法第4条」（義務教育）

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

②国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

質問における公衆衛生

ウイルス - 気温が低いほうが生息しやすい

湿度が低いほうが飛びやすい

▲新型コロナウイルスはわからない

- ・毎年11月から2月にかけてインフルエンザ蔓延
対策について内容精査・質問

※学校統廃合について

学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）

第38条

- ・市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第41条

- ・小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

- ・適正な学校規模の条件

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

①日程 ②教育長 ③文教委員長

- ・学校設置条例の改正必要

オンライン学習の可能性

- ・用語

インターネット — 複数のネットワークを相互接続したグローバルネットワーク

WI-FI — 無線ランの総称

クラウド — ネットワーク経由で顧客サービスを提供する形態

サーバー — ホームページに関する情報を格納する場

▶最重要

@Society5.0時代の経済社会に必要な力 — 「課題発見・解決力」「創造性」

「未来の教室」に求められるもの

①全ての基礎たる「非認知能力」の向上

- ・「好きなこと」に没頭し、自ら「問い」を立て、一歩踏み出し、周囲を動かし、継続性を持って、やり抜ける人間形成

②「社会・仕事・遊び」と「学び」の接続強化

③「基礎学力・スキル習得」の個別化・効率化

- ・個人の関心・理解度に対して個別化
- ・語学学習の抜本的イノベーション等

@GIGA スクール構想実現推進本部の設置について — 文科大臣決定（R元年12/9）

「学校における高速大容量ネットワーク環境（校内LAN）の整備、一人1台端末。

地方公共団体に国として継続的に財源確保、ソフト面でも支援を行う」

@新しい英語教育

- ・2020より小学校3年生から英語教育スタート
- ・小学校3・4年生は「外国語活動」体験型英語学習、年間35コマ
- ・小学校5・6年生は成績のつく「教科」としての授業、年間70コマ

〈まとめ〉

GIGAスクール構想により、国の予算を十分に受け、現在の校内LANの環境を飛躍的に整備することをはじめとし、いち早くICT教育に取り組む必要があると考える。まずは端末を触る時間を多く持ち、テストパターンからでよいのでやってみる必要を感じた。

現場教師は新たな取り組みで負担が増えるが、今後緊急事態宣言発令にともない、学校休業が起きても、止まらない教育の保証につながると考える。各学校現場での取り組みを注視していきたい。

(参考様式2)

3年 2月 26日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 3年 2月 23日 ~ 令和 3年 2月 26日
出張先	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1 幕張メッセ
出張内容	様々な自治体の課題を解決するための総合展『自治体・公共Week』視察、セミナー参加
応対者	リード エグジビション ジャパン(株) 自治体・公共 Week 事務局
概要 所感	別紙

地方創生・まちづくり・デジタル化・働き方の課題

まとめて解決!

「観光振興」「MaaS」「AI・RPA活用」などが出展

地域 PR、観光・インバウンド支援、
産業支援が出展

地方創生 EXPO

詳細はこちら

まちのスマート化、コンパクト化を
推進するサービスが出展

スマートシティ推進 EXPO

詳細はこちら

業務委託、防災・防犯対策、
施設管理、事務機器などが出展

自治体向けサービス EXPO

詳細はこちら

会場レイアウト図(幕張メッセ5・6ホール)

<p>新設 第1回 公共 IT ソリューション EXPO</p> <p>出展製品・サービス</p> <ul style="list-style-type: none">●DX・デジタル化推進 ●自治体クラウド・ASP・SaaS●AI・RPA 利活用 ●働き方改革支援 ●情報セキュリティ●内部事務 効率化 ……など	<p>新設 第1回 スマートシティ推進 EXPO</p> <p>出展製品・サービス</p> <ul style="list-style-type: none">●自動運転・MaaS ●ローカル 5G ●LPWAN●新エネルギー、EMS 導入 ●ビッグデータ活用●防犯、セキュリティ ……など
<p>第4回 地域創生 EXPO</p> <p>出展製品・サービス</p> <ul style="list-style-type: none">●地方創生の戦略立案 ●地域 PR、プロモーション●関係人口創出 ●移住促進支援 ●地産品ブランディング●インバウンド対策 ……など	<p>新設 第1回 自治体向けサービス EXPO</p> <p>出展製品・サービス</p> <ul style="list-style-type: none">●防災・防犯対策 ●業務委託 ●施設予約管理●健康推進サービス ●福祉支援サービス●子育て支援サービス ……など

5ホール出入口

6ホール出入口

令和3年2月24日～26日の3日間、地方創生EXPOを視察。

感染対策万全の下、

【一般ゾーン】・ 地方創生の戦略立案・ 移住促進・ 地域のPR・ 地方の人材育成・ 産官学連携・ 賑わい創出など

【観光・インバウンド支援ゾーン】

・ プロモーション、PR ・ 広告メディア・ インフルエンサーキャスティング・ ツーリズム企画・ コンテンツ開発・ インバウンド誘客・ 多言語対応対策など

【産業振興支援ゾーン】

・ ブランディング・ 商品開発、プロデュース・ マーケティング支援、EC・ 決済ソリューション・ 地域雇用創出・ 人材採用支援・ 起業支援・ コンサルティングなど

多数の企業、自治体のブースの出展により、今後の事業、問題解決に向けたヒントが多数展示されていた。

何より、セミナーの充実が素晴らしく、今話題の「自治体DX」、デジタル化、地方創生など興味深いものが多数あり、いくつかのセミナーを受講した。(内容は別紙)



デジタルマーケティング

今こそ必要な地方創生デジタル変革 ~コロナ禍をチャンスに変えるために

内閣府クールジャパン地域プロデューサー

／浜松市フェロー (デジタルマーケティング) 陳内 裕樹

・現在、リアルな動きの中での地方創生は動いている



・バーチャルでの地方創生が進んでいない ⇨ 100年に1度の変革期

・コロナ禍の今こそ、首長はデジタルファースト宣言すべき

・デジタル体制 (組織・人材・予算) 圧倒的強化 - 形から入る

・予算のデジタル化 - 伝える予算の70%デジタル投資化目安

3:6:1 (作って:届けて:計測する) の法則

→ 魅力を伝える - 届いていない

→ 例年通りは昭和の予算

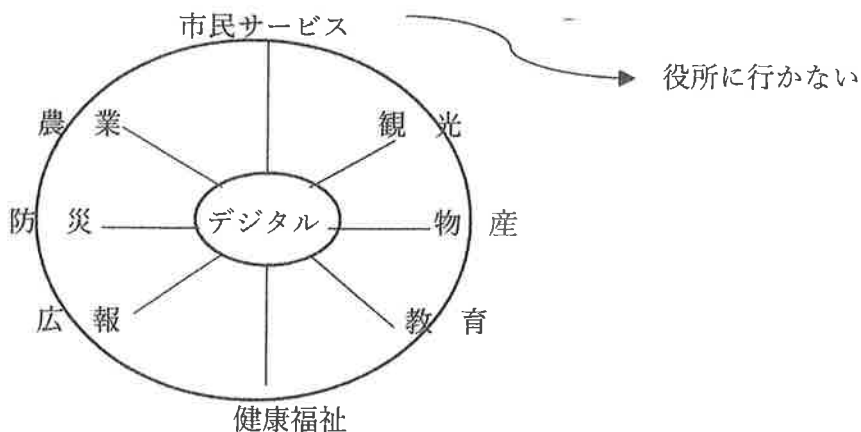
・コロナ禍 → ニューノーマルの時代到来



変化に対応できた自治体が生き残れる

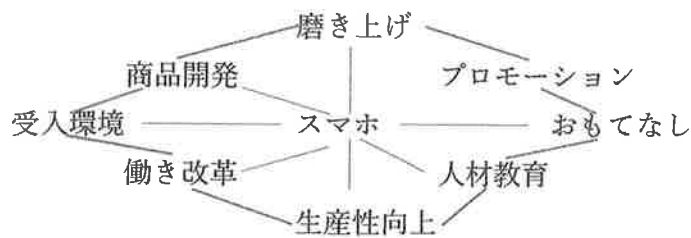
「デジタル化するかさもなく死か」フィリップ・コトラー

→ 波に乗るかどうかは考え方



デジタル化によってできることの可能性を整理する

- ・今後スマホでできること



- ・スマホ所有率 — 85% (2019)
60代70% / 70代4割 (モバイル社会研究所)

可能性広がる

- ・国 — デジタル庁新設
- ・東京都副知事 — 元ヤフー社長 宮坂氏 (2019.7)
- ・三原市、浜松市 — 「デジタルファースト宣言」
- ・神戸市 — 「デジタル市役所」構築へ

→ 様々な形での「自治体 DX」推進

* デジタル社会への取り組みは最大、最速の課題

〈まとめ〉

自治体 DX からは逃れられないことなので、外部人材の登用も視野に入れすばや
い対応が求められている。行政だけに任せるのではなく個人的に研究をしていか
なければならぬと感じた。

地方創生EXPO 幕張メッセ
令和3年2月24日12:00~13:00

スマートモビリティ革命

— AI デマンド交通の現在 —

(株) 未来シェア 代表取締役松館 渉

デマンド交通サービス各種 (一例)

VIA	AI運行バス (NTTドコモ)	nearMe
SWAT	コンビニクル (順風路)	notteco
Moovil	MONET Technologies	GO
MOIA	チョイソコ (アイシン)	S?RIDE
Uber	のるーと (にしてつ)	バスキャッチ
Lift	SAVS	
DiDi	・・・etc.	

・ SAVS - Smart Access Vehicle Service

空車のまま走行するタクシー ↔ AI を用いた乗り合いタクシー

SAVS 客用アプリ ↔ SAVS ドライバー用アプリ

・ オンデマンド・リアルタイム乗車 (AI 便乗) 配車

1. デマンドに応じて配車
2. 異なるデマンドが発生
3. リアルタイムにルート最適化 (行く先に近い最適ルートで、複数の乗客を輸送)

【例 (仮定)】

- ・ 3 名が空港まで乗車希望
- ・ 10 分おきにデマンド発行
- ・ 車両は 1 台
- ・ 各地点の移動時間は 10 分

相乗り (乗車前確定) 配車の場合	乗合 (AI 便乗) の場合
110:00 : A さん配車予約 (相乗り待ち)	110:00 : A さん配車予約-> 配車決定
110:10 : B さん配車予約	110:10 : A さん乗車 (待ち時間 10 分)
110:10 : 相乗り確定-> 配車決定	110:10 : B さん配車予約-> 配車決定
110:20 : A さん乗車 (待ち時間 20 分)	110:20 : B さん乗車 (待ち時間 10 分)
110:20 : C さん配車予約-> 配車決定せず	110:20 : C さん配車予約-> 配車決定
110:30 : B さん乗車 (待ち時間 20 分)	110:30 : C さん乗車 (待ち時間 10 分)

*空き座席の有効活用で空車と待ち時間と距離を削減。無駄のない公共交通を実現。

現在全国 50 以上の都市で運行実績を持ち、実証実験エリア、実運用エリア増加中

*久米南町カッペーのりあい号を運行。2020年6月からは貨客混載宅配サービスも開始。

今後 - ・交通に係わる社会問題の解決

- ・観光客向け交通のくらしの足への応用
- ・送迎車両を活用した福祉・医療・健康・災害対策交通
- ・シミュレーション+アジャイル改善：永続的成長型の公共交通をトータルで目指す。

〈まとめ〉

本市でも交通空白地解消に向けたデマンドタクシー等の実証実験が行われているが、その過程と成果を検証し、さらなる効果を上げ、住民が満足できる最適な方法を探る必要があると考える。SAVSの内容をさらに詳しく精査し、必要であれば担当部局に提案したいと考える。

地方創生 EXPO 幕張メッセ

2021/2/25 10:00~10:45

内閣府特命担当大臣（前地方創生・規制改革・女性活躍担当大臣）

片山 さつき

「スーパーシティ」構想

少子高齢化進展 - 社会保障費などの支え手（労働者）減少



支えられ側（高齢者など）増加。+ 要介護増

支えられない

- ・テクノロジー利用 - 生涯健康でいる人を増やしていく（ビッグデータ利用で健康寿命の延伸、未病の取り組み、健康異常発見のウェアラブル端末活用）
- ・支え手の少なさをテクノロジー（ドローン配送、自動運転）で補うこと

→ **スーパーシティ構想** - 日本人気質から単純移民は受け入れ不可も理由

- ・スーパーシティ - 移動、物流、キャッシュレス、医療・介護、教育、エネルギー・水、環境・ゴミ、防犯、防災・安全 10 領域のうち少なくとも 5 領域をカバー。最新テクノロジー利用で生活全般の都市サービスを提供

「スマートシティでは、移動、物流など領域ごとの取り組みを徐々に広げていく構想に対し、スーパーシティでは最初から複数の分野を広くカバーし生活全般にまたがる」

- ・規制改革を大胆に実施 - 各省庁に内閣府が加わり、事業内容を一体的に検討し内容を調整前に公表することで、見当が同時・一体・包括的に進められるよう後押し。



(*1) API :Application Programming Interface 異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様

- ・スーパーシティへの関心はコロナ禍、菅政権のデジタル化推進により高まる。
しかしコロナ禍でデジタル化の遅れに気づき、構想申請が1741自治体のうち10程度の見込みが、50~60の応募見込み。
- ・スーパーシティはデジタル化の最たるもの。先に手を上げたほうがいい。

〈考察〉

少子高齢化、人口減少が避けられない今後、地方都市の生き残り考えるときコンパクトシティ・スマートシティそしてコンパクトシティはどこかで考えていかなければならないと感じる。まず第一歩はデジタル化を進め、土台作りが必要と思う。そのためのDX推進のため、マイナンバーカード取得率向上を推し進めることが重要課題と思う。

地方創生 EXPO 幕張メッセ
令和3年2月26日9:00~10:15

スマートシティの展望

アフター／with コロナ社会に対応したスマートシティの将来像

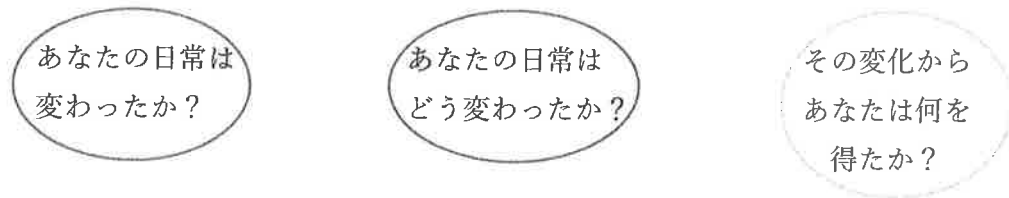
日本郵政（株）

取締役兼代表執行役社長／

元総務大臣／内閣官房 まち・ひと・しごと創生会議（有識者）委員

増田 寛也

- ・新型コロナウイルス感染症拡大で



- ・多くの変化を読み解き、変化の内容を自分に落とし込む
- ・東京都の転入超過推移 - 2020/7~ 7か月連続転出超過



東京から近隣3県への移動

テレワーク

週1回程度の出社のため

テレワーク定着 → 東京圏以外のところへの移住可

今こそ地方創生 → だが、課題山積

まち・ひと・しごと → 一番重要

地域として手っ取り早いのは観光だが、

コロナでインバウンド期待できない

国内回帰、地元の魅力再発見。特色を前面に

・地方居住のハードル - 医療・交通
遠隔操作・AI ダヴィンチ → 自動運転

- ・トヨタの静岡での実験注視

- ・新技術の実用化（内閣府）

国土交通省 ・交通運輸分野の課題解決、コロナ対策対応新技術（車載用空気清浄機、自動運搬装置（AVG）等）

- ・物流分野における小型無人機の活用

- ・スマートシティの将来像

- (1) 人口増加前提モデルから人口減少モデルへのチェンジ
- (2) SDGs の観点から（コンパクト+ネットワーク、レジリエンス）

(3) 女性が活躍できる環境の整備

(4) Society5.0 の社会の実現

(1) 人口増加前提モデルから人口減少モデルへのチェンジについては、地域間の人口の奪い合いになる短期的な社会増ではなく、(超)長期の視点での出生率の回復による自然増を目指すべき。

(2) SDGs の観点から (コンパクト+ネットワーク、レジリエンス) は社会保障の持続性を高めるために以下の4点を重視する。

①財源

②担い手

③テクノロジー (遠隔医療など)

④街づくり (集住) による総合的アプローチ

(3) 女性が活躍できる環境の整備については、重視する点を就労の数から職種や職位、仕事の内容へ変え、企業経営等社会の重要なポジションに女性が普通に就ける社会の実現を目指す。

(4) Society5.0 の社会の実現は IoT、ビッグデータ、AI などを産業や生活に取り入れることで、どこでも仕事ができ、企業活動も成り立つ社会の実現を目指す。

・ 2040 年への課題

(1) 人口減少、少子化、高齢化

(2) 覇権国のいない国際秩序

(3) 気候変動、地球環境問題の深刻化

(4) 自然災害リスクの増大

(5) デジタル経済圏の拡大

(6) 新技術、ライフスタイルの変化

(7) 国土構造の変革

〈まとめ〉

真の地方分権は、大量生産・大量消費・均一・均質社会からの脱却を目指すべきとの話には共感を得たが、果たして人口減少が進む地方都市がそこへ行きつけるかどうかは疑問符がつく。地方都市が抱える広範囲にわたるインフラ整備。その問題解決へコンパクトシティといわれるが、道のりは遠い。2040 年社会をどう迎えるかは大きく、多岐にわたる問題が山積している。自治体と共に議会も将来を見通した議論をすべき時だと感じた。

(参考様式2)

3年 3月 30日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 3年 3月 29日 ~ 令和 3年 3月 30日
出張先	京都府京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ 2F 201 会議室
出張内容	(株) 地方議会総合研究所 「いま」あらためて考える政策議会： 議会をどう変え、どう伝えるか 一般質問の機能を発揮させる： 政策をとらえる質問力
応対者	龍谷大学政策学部准教授 政治学博士 土山希美枝
概要 所感	別紙

「いま」あらためて考える政策議会：議会をどう変え、どう伝えるか

令和3年3月30日 10:00~13:00

京都テルサ 2F 201 会議室

地方議会総合研究セミナー

龍谷大学政策学部准教授 政治学博士

土山希美枝

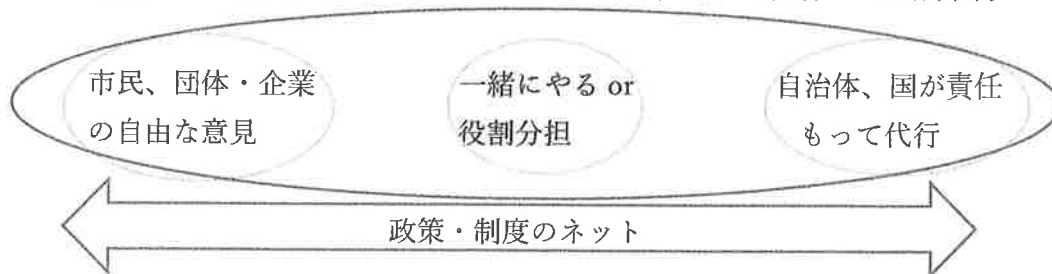
1. 議会と改革の現在形

- ・ 議会改革の難所 — 「議会報告会」 — 一部市民からの要求、発言の心が折れる議会報告会
「議員間討議」 — それぞれの意見のみで盛り上がらない。
- ・ 市民と議会の間にあるもの — 議会は市民に理解されているのか
広報・公聴の重要性
- ・ 新型コロナウイルス感染症という「災害」と議会
— 集合して直接対面で話し合うことが出来ない状況」にどう備えるか

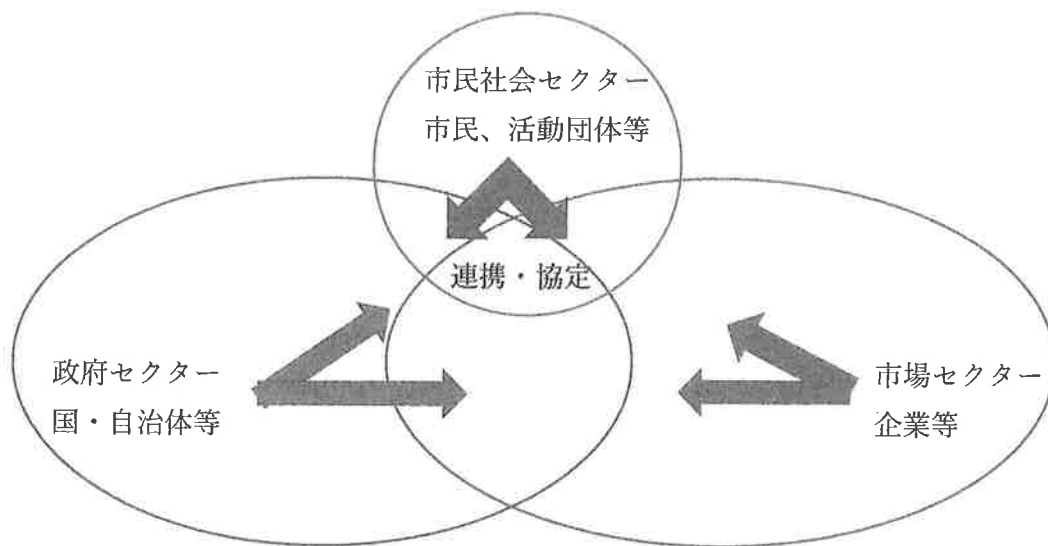
2. 「市民にとって議会とはなにものか」：政策議会のはなし

自治体は「市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉を整備するための機構」

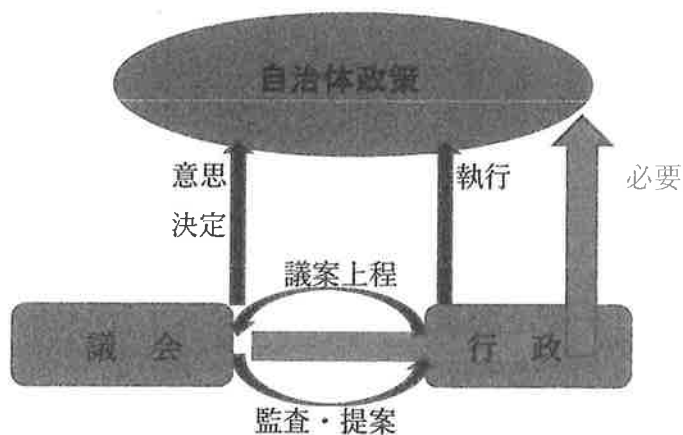
- ・ 自治体の〈政策・制度〉 = 個別事業とその集合、事業の実行プログラム。実行する組織、条例・例規・要綱などのルール（準則）
- ・ 〈政策・制度〉をより良く整備することが自治体の目標。議会・長はそのための異なる種類の権限を与えられた機構
- ・ 信託 — 理念、空想ではなく〈政策・制度〉という実体をもつ成果物



- * 〈政策・制度〉を「より良く整備する」ための「正解」のない問い
 - ・ 何が「必要不可欠」なのか — 課題は無限、資源は有限
 - ・ どれが「効果が高い政策」なのか — 政策は現在から出発し「描いた未来」への到達する手段 → 究極的には不可知
- * 「決断」という景気的重要性 — 「正解」があるなら時間のムダ。
現実的には「正解」がないなかで「自らに決断」が必要 → 権限は議会。



自治体の〈政策・制度〉はどのように制御されているのか
：設計と実体



- ・政策議会 — 自治体の〈政策・制度〉の制御に責任ある政策主体としてかわる
- * 直接制御 — 社会にある多様な意見を公開の場で集約・決定
- * 間接制御 — 長・行政に対する監査機能、政策立案機能
 - 個別の事業、施策・政策、計画、条例・規則・要綱等、実働する行政組織運営等〈政策・制度〉の執行の監査・提案

3. 「議会とはなにものか」をどう伝えるか

Public と relation → 誰と、どんな関係を、何によってつくるのか。

広報公聴は、個別の機会にどのような目的を設定するか

- ・ 個別機会の積み重ね → 理解・共感・納得／誤解・批判・不満 → 関係性構築
- ・ 2種類の媒体で伝達

書面：議会だより、チラシ等

対面：議会報告会、多様な「市民との対話の機会」

説明責任	①	I.議会報告会（内容報告） II.意見聴取・交換（不特定のテーマ） III.意見聴取・交換（特定のテーマ）
意見聴取・交換	②	IV.市民提案（請願・陳情含む） V.情報共有（議会から市民へ） VI.情報共有（市民から議会へ）
Public Relations	③	VII.理解と共感の獲得

4.広報と議員と議会の関係の再構築

- ・市民と共有する議会の資質 — 争点（ネタ）×機会（タイミング）
- ・議論するタイミング — 成果は何か、プレゼンのデザイン必要
- ・議員と議会のプロデュース：議員の「魅力」を議会の「魅力」へとつなげる

5.公聴から市民参加へ

- ・「議会報告」はなぜ「盛り上がらない」か
一方向的な報告と意見聴取になっていないか — 「市民との対話の機会」は何のため、誰のためか

#話し合いの事例

- ・岐阜県御嵩町「議会住民懇談会」
具体的事例に対する数案を提示 — どの案がいいかを主におかず、自由議論ワークショップを行い、共有。
- ・沖縄式円卓会議（課題共有型円卓会議）
前半多様な立場から課題をめぐる「事実」を語る→参加者事態が意見交換→主体性の変化→課題の再構築、共有→正確な情報を元にした議論から答え
- ・総社市議会「市民フォーラム」
参加型議会報告会 — 議会で議論となったいくつかの論点を紹介。参加者からYes/Noのコメント
自由なコメントをもらう
- ・飯田市議会「課題共有型円卓会議」を活かした委員会審議/市民との意見交換会
①議員と職員の課題共有型円卓会議
「子ども家庭支援の現状と課題の共有」目的→見相、子ども家庭応援センター、教育委員会、NPOなど円卓メンバーの知見を共有→参加者で議論→円卓メンバーで再議論

②市民との意見交換会

7 ブロック開催、議会報告→委員会ごとで議論→市民からの話題提供、課題意識共有
→参加者で議論

その他

モニター制度 — 公募

議会の課題を識者の話をもとに議論

6.市民との関係を再構築

議会だからできる話し合いに向けて

- ・「争点」「論点」を設計する自由度必要
- ・「話し合う」そのものを目的
- ・政策議会 — 市民の声を議会の問題ととらえる「政策形成」
- ・コロナ禍における実践 — IT/ICT 利用

完全互換はできないが、一部機能の代替

「最初の壁」をどう乗り越えるか

〈考察〉

通常の監査機能のみに陥ることなく、行政への提案・執行までできる議会が必要と感じた。市民からの声、少数提案から変わることを重要視し、議会で議論する「政策議会」であるよう努力することが重要。「議員個人」ではなく「議会」としての役割を常に考える必要性があると考え。まずは議員としては勿論、議会を理解してもらうことと、行政の役割についても広く広報することの重要性を感じ、今後の議会活動につなげていきたい。

一般質問の機能を発揮させる：政策をとらえる質問力

令和3年3月30日 14:00~17:00 京都テルサ 2F 201 会議室

地方議会総合研究セミナー

龍谷大学政策学部准教授 政治学博士

土山希美枝

自治体は「市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉を整備するための機構」



議会はどんな権限を預かっているのか

・ たかが一般質問、されど一般質問

〈たかが〉

- ・ 地方自治法にない仕組み
- ・ 「議員のパフォーマンスより議会改革」

〈されど〉

- ・ 政治家の一員として議員の知見と活動の集約
- ・ 「まちの政策課題」の争点提起 — 間接制御（満足できなくても納得できる政策）
- ・ 全ての議員が市政全てに質問できる機会 — 委員会に所属していなくても議案に係わっていなくても質問でき、自由な意見表明も可能、執行部の公式見解も得られる

→ 十分に活かされていない、なぜか？

一般質問は「なぜ機能していない」のか

①一般質問そのものの課題：残念な質問、もったいない質問

- ・ その質問は「まちをよくする」ために問いただしているのか
- ・ 公表数字を確認するだけの質問
- ・ 論点を入れすぎてぼけてしまった質問
- ・ 一般質問として個別過ぎる質問
- ・ 合理的な論拠や根拠のない質問
- ・ 国や県の政策や事業で市が感知できない事柄の質問
- ・ 自身の政治信条の演説に終始している質問
- ・ 一問一答のやり取りを続けるうちに混乱してしまった質問

②一般質問が機能していない背景

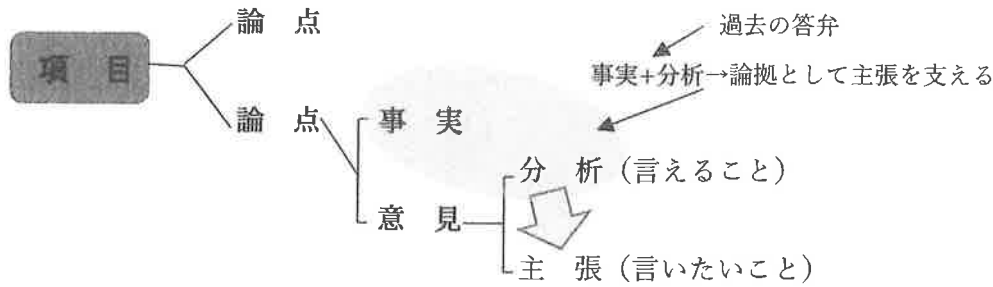
- ・ 議員・議会の過去の在り方の問題
 - 「無謬の行政」幻想にかかる議員・議会・行政の相互依存
 - 濃密な答弁調整や「マッチポンプ」質問の存在
 - 間違わない行政前提 — 議会の確かめ算、追認機構
- ・ 議員の「気づき」「提起」を議会の政策資源にするルート不足

いい質問をしても「議員おひとりが思っていること」にとどめられる

- ・政策議会の議員や活動の力・質を支える仕組み（スタッフ・研修）不足

一般質問の論点を構造化する

- ・一般質問は「事実」－「分析」－「主張」で構成



▶ 一般質問の論点を整理

@ 箇条書き・付箋等で書き出し

- － 「問いただきたいこと」の優先順位を整理
- 持っている情報、集めたい情報の整理
- ・論点で「これだけは引き出したい」60%ラインの設定、質問の「戦略」
- ・整理した論点、「60%ライン」をメモ

▶ 自分の一般質問の価値を確かめる

- ・大前提：質問で「まちはよくなるの」か。何を「問いただす」のか
- ・論点は監査機能を果たすのか、政策提案機能を果たすのか
 - － 監査機能（監査質問）
 - ・自治体運営、事業執行について、その状況・効果の検証、評価、執行機関がなすべきことを適切になしているかチェック
 - ・わが自治体の現場の状況、制度についての知識、データや専門的知見等を踏まえた「問題の特定」が必要
 - ・事業・計画の現状の背景にある事業・計画の在り方
 - － 政策目的・目標との乖離
 - － 根拠となる法令・条例等の解釈、遵法性
 - － 行政運営など
 - ・具体化のために事業を意識する：政策は事業によって具体化される
 - その問題は、どの事業ある/ないために起こっているのか
 - ・感覚的評価ではなく根拠必要
- － 政策提案機能（政策提案質問）
 - ・政策について、そのありかたについて改善や廃止を含めて提起する機能
 - ・新規事業でなくとも、現状を変化させることは行政にとってコスト高。それを超え

る「正当性」が必要

- ・なぜその提案が求められるのか、コストがかかっても（新規事業なら他の課題に優先して資源を振り分けても）対応すべき正当性
- ・実現可能性に対する考慮（他自治体例、予算・担当予定部署について）
- ・実現のための戦略

・「資源の制約」というハードルの前にある2つの段階

問題状況の共有／問題が自治体の課題領域にあることの共有

「事実」を固めるための情報収集

・「困りごとの」の当事者、課題の現場を特定

↳現場で聴くことの重要性

議員の2つの現場 — ①課題の現場

②課題に対応するはずの行政の現場

・政策をめぐる情報の類型とリソース

①争点情報：ニュース的な〈情報状況〉、ウォッチャー型情報

— 市政への議員の問題意識、市民相談、報道、他自治体動向

— D-File（政策系情報の地方紙スクラップ）、日経テレコン（オンラインDB）、各紙DB

— 文献情報に、図書館レファレンス、レファレンス共同データベース

②基礎情報：調査・統計に基づく分析情報、行政資料型情報

— 自治体・国・公共機関の統計情報、地理・地勢・地図情報

— e-Stat、WARP、条例WebアーカイブDB、RESAS

③専門情報：政策開発に必要な技術情報、個別科学型情報

— 専門書・論文、専門家の分析、かいせつ、調査報告

— Cinii、NDL-OPAC

一般質問の「問いただし方」を考える

・答弁調整をどこまでやるか

↳「何が問題なのか」が伝わらず応答がかみ合わない事態を避ける

・論点整理メモ・シート活用 — 頭の中の素材を書き出す。

行政との共有部分

・演台に立つ時の目線と姿勢

↳相手としての行政と訴えたい存在の市：争点提起としての一般質問

↳「まちの課題」をめぐる議論で納得を引き出す：対話

・一般質問のONとOFF

↳議場ですべては終わらない

↳現場の問題意識を聴き寄り添う

いい一般質問とは

- ・ 監査機能、政策提案機能を果たしているか
- 問題の明確さ、論点提起で納得させられるか



〈まちをよくする質問か〉

- 問題を「問題だ」といえるだけの必要な情報が入っているか
- 政策提案が具体的でわがまちの状況を反映しているか
- 聞いていてわかりやすいか=伝わりやすいか
- ・ 一般質問を通じて「納得」にたどり着く
- 問題を問題として共有し、納得にたどり着く議論という対話

一般質問の機能を発揮させる：質問力を「政策議会」の資源に

- ・ 「いい一般質問がいかされない」のは何故か
- 質問力=情報収集力×分析力×説明力×議論する力：総合的政策力
- 政治家としての活動と知見の集約



議会の政策資源として活かす必要性

- ・ 「一人でやる一般質問」の限界をこえる
- 議員間連携 - 複数議員で同じテーマを異なる論点・視点で質問
- 関連質問 - 追加的質問を他の議員が連携して行う
- ・ 一般質問を「議員一人のもの」にしない仕組み
- 一般質問を「議員が共有するまちの課題」として実質的な議員間議論・対話に
- 「議会として取り上げるべき質問」を委員会につなぐ
- 委員会の所管事務調査に（芽室町、可児市）
- 委員会代表質問に（芽室町、甲賀市）
- 全議員参加の「一般質問検討会議（磨き上げ）」（別海町）
- ・ 市民への市政の課題・論点提供→市政と議会に対する関心惹起
- 新聞折込チラシ、議会だよりでPR（鷹栖町、傍聴者評価）（美深町、別海町）
- 一般質問のその後を追跡（芽室町、昭和町）→議会だより掲載
- 議員どうして選ぶ「今議会のベスト一般質問」

〈考察〉

一般質問の在り方については、議員個人が磨き上げなければならない。質問が「まちの政策課題」であることが一番であり、政策・制度上の問題点に気づけるかどうか問われる。争点性のある質問を精査し、所管事務調査なども行い磨き上げることが重要である。行政をコテンパンにやっつけるのではなく、お互いに事業がより良くなることを目指し、意識を共有し、まちのためになる質問をしなければならないと、改めて感じた。